

# 監査役の海外監査

平成 17 年 9 月 22 日

海外監査研究会

日本監査役協会は平成 16 年 2 月 12 日に「新監査役監査基準」を制定し、続いて平成 16 年 9 月 28 日にはその新監査基準に準拠した「新監査役監査実施要領」を公表した。「新監査役監査基準」は「内外から評価される監査実務のあり方、責任のとれる監査のあり方」を明示することを目指した具体的・体系的実務指針であり、「新監査役監査実施要領」はその実務指針に基づき、年間を通して監査役監査業務を日常的に展開するにあたっての具体的実施要領を示したものとなっている。

一方、監査役の海外監査については、昭和 54 年に「海外子会社の監査について」(海外子会社監査研究会)、昭和 62 年に「監査役の海外事業監査について」(海外監査研究会)、更に平成 2 年に「海外往査チェックリスト」(海外監査研究会)が海外監査に関連しての実務指針・チェックリストとして公表され、参考に供されてきた。

近年、連結・グループ経営の重要性が高まる一方、グローバル化の進展・海外事業依存度の増大から、海外における不祥事が経営を根幹から揺るがしかねないリスク要因となっていることなどにより、監査役の海外監査の重要性が一段と認識されるに至っている。

当研究会は、こうした経営環境の変化と海外固有のリスクに対応するべく、新監査役監査基準に準拠し新監査役監査実施要領を更に敷衍した海外監査のあり方、海外監査チェックリストなどの研究を行ってきたので、その研究結果を報告することとした。

本報告書は、監査役が海外監査を実施するにあたっての留意事項と実務的ツールを提供することを目的とし、第一に「海外監査の基本姿勢」、第二に「往査の事前準備」、第三に「チェックリスト」の 3 項目に分けて構成・作成されている。

もとより、各企業は製造業・販売業・金融業などその業種・業態・規模・地域によって、その海外事業の態様も異なることより、監査役の海外監査の有り様も異なって当然である。

本報告書、特にチェックリストは海外監査における一般的に望ましいと思われる実施項目を網羅的に示したものであり、各監査役が監査役監査基準の趣旨・精神に則り、本報告書を参考として自ら工夫し、適切かつ積極的な海外監査を実践されることが望まれる。

## 第一 海外監査の基本姿勢

海外監査にあたっても、新監査役監査基準の基本的考え方である「監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であり、良質な企業統治体制の確立と運用」が基本的視点であることには変わりなく、「取締役の善管注意義務に係わる監査、その中心となる良

質な企業統治体制確立の根幹をなす内部統制システムの適切な構築と運用についての監査」が主要な監査事項になることは言うまでもない。

また、海外監査の実施にあたっては、監査役監査実施要領に明示されている一般的事項、例えば、監査計画、各監査役の分担、実地調査、子会社調査、会計監査人・内部監査部門等との関係、監査調書などの事項を踏まえて行われるべきことも言うまでもない。その上で、海外事業のもつ特異性から下記の視点に基づいての監査が必要とされる。

1. 今日の企業経営に占める海外事業の重要性に鑑み、監査役は海外事業全般にわたって、本社の経営目的遂行のために、海外事業が効率的且つ健全に運営されているか、海外における特有の経営環境・経営課題・リスク状況などを含めて、監査しなければならない。
2. 監査役は本社のみならず海外事業会社<sup>(注1)</sup>の会計監査人及び内部監査部門等と緊密な関係をはかった上で、効率的かつ有効的な監査を実施しなければならない。
3. 監査役の海外監査は、「本社における海外事業の経営管理・運営に関する監査」と「海外事業会社における経営および業務執行に関する監査」の2つの領域にわたるものであり、特に下記の点に留意し、取締役が善管注意義務に反していないか監査を行わなければならない。

(1) 本社における海外事業の経営管理・運営に関する監査

本社の海外事業展開における意思決定のプロセスとその実施内容  
海外事業会社を含めた内部統制システム（管理体制）の適切な構築と運用  
関連部署（取締役）と海外事業会社間の取引の正当性・適切性・透明性

(2) 海外事業会社における経営および業務執行に関する監査

海外事業会社の経営方針と本社の経営方針との整合性  
海外事業会社における内部統制システムの適切な構築と運用  
会計及び税務の適正性と信頼性  
現地における特有の問題・課題

## **第二 往査の事前準備**

1. 海外事業会社に対する監査役監査の位置付けを明確にする<sup>(注2)</sup>。
  - (1) 海外事業会社経営責任者に対する本社海外事業会社担当取締役からの指示書（監査役は本社海外事業会社担当取締役に対し、効率的監査実施の為に必要な最大限の便宜を図らせるべく海外事業会社経営責任者に対し指示するよう要請する）の取りつけが望ましい。
  - (2) 合併会社にあつては、定款、合併契約書ないし覚書などにおける記載が望ましい。

2. 監査役は海外事業会社の本社関係取締役、関連部署、現地関係者などに対し、事前にヒヤリングを行うなど監査対象となる事項について事前調査をする。あわせて往査前に前回監査実績のレビューを行う。
3. 監査役は海外事業会社に対し、往査前に往査の日程・目的・訪問先・面談希望相手・質問事項などを送付し、出来るだけ関連資料などを事前に受領し、検討しておく。

### **第三 チェックリスト（別紙）**

1. チェックリストは、監査役が海外事業会社を監査するにあたって一般的に必要なと思われる実施項目を網羅的に準備したものであり、各監査役は自社の規模・事業内容などを考慮し、自社に適した形で応用・利用されることが期待される。
2. 海外事業の実態を把握する上で、現地への往査は重要かつ有効な監査活動であるが、諸事情により往査が為し得ない場合は、本チェックリストを参考にし、監査対象会社に対するアンケート、関連資料請求、本社関係部署ヒヤリング・調査を行うことで海外事業会社の監査を行うことが期待される。
3. 海外監査の結果は、他監査活動と同様、証跡としての監査調書をまとめるとともに、他監査役と情報を共有すべく報告書を作成する。また、必要に応じ、本社関係取締役、取締役会、関係部署および海外事業会社経営責任者に対し、提言ないし勧告を行う。

（注1） 海外事業会社とは、商法上の子会社のみならず、本社経営に著しい影響を及ぼす関連事業会社等を含む

（注2） 会社法上、「子会社」の定義は会社法第2条第3号に規定され、詳細は法務省令で定めるとされている。「会社法制の現代化に関する要綱」では「子会社」には「親会社からの一定の支配権が及び得ると見られる外国会社を含む法人等」を含めるものとするとしていることより、法務省令において、「子会社」には「外国会社」も含まれる旨定められると考えられる。法務省令で明定されれば、「外国法人である子会社に対して親会社監査役が適切に監査しているかどうかについて、監査役の善管注意義務がより厳しく問われる」ことになり、監査役が外国法人たる子会社に対しての監査を行う義務と権限を法的に有することになる。勿論日本法である会社法が当該外国法で設立されている外国法人に当然に及ぶということではないことは言うまでもない。